

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第3区分

【発行日】平成18年11月16日(2006.11.16)

【公開番号】特開2001-102990(P2001-102990A)

【公開日】平成13年4月13日(2001.4.13)

【出願番号】特願平11-275514

【国際特許分類】

**H 04 B 7/26 (2006.01)**

【F I】

H 04 B 7/26 X

【手続補正書】

【提出日】平成18年9月28日(2006.9.28)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

C D M A 移動通信システムにおける移動局であって、

位置登録要求信号を送信する送信手段と、

基地局が前記送信された位置登録要求信号を受けたときに送信する確認信号を受信する受信手段と、

前記位置登録要求信号を送信してから所定時間以内に前記確認信号を受信しない場合は、前記受信手段への電源供給を決められた時間禁止する制御手段とを具備することを特徴とする移動局。

【請求項2】

C D M A 移動通信システムにおける移動局であって、

位置登録要求信号を送信する送信手段と、基地局が前記送信された位置登録要求信号を受けたときに送信する確認信号を受信する受信手段と、

前記位置登録要求信号を送信してから所定時間以内に前記確認信号を受信しない場合は、前記受信手段の動作を決められた時間禁止する制御手段とを具備することを特徴とする移動局。

【請求項3】

C D M A 移動通信システムにおける移動局であって、

位置登録要求信号を送信する送信手段と、

基地局が前記送信された位置登録要求信号を受けたときに送信する確認信号を受信する受信手段と、

前記位置登録要求信号を送信してから第一の期間以内に前記確認信号を受信しない場合は、前記受信手段へ電源供給を第二の期間禁止し、第二の期間経過した場合、前記受信手段へ電源供給する制御手段とを具備することを特徴とする移動局。

【請求項4】

C D M A 移動通信システムにおける移動局であって、

位置登録要求信号を送信する送信手段と、

基地局が前記送信された位置登録要求信号を受けたときに送信する確認信号を受信する受信手段と、

前記位置登録要求信号を送信してから第一の期間以内に前記確認信号を受信しない場合は、前記受信手段の動作を第二の期間禁止し、第二の期間経過した場合、前記受信手段を動

作させる制御手段とを具備することを特徴とする移動局。

【請求項 5】

C D M A 移動通信システムにおける移動局であって、

位置登録要求信号を送信する送信手段と、

基地局が前記送信された位置登録要求信号を受けたときに送信する確認信号を受信する受信手段と、

前記位置登録要求信号を送信してから第一の期間以内に前記確認信号を受信しない場合は、前記受信手段及び前記送信手段へ電源供給を第二の期間禁止し、第二の期間経過した場合、前記受信手段及び前記送信手段へ電源供給する制御手段とを具備することを特徴とする移動局。

【請求項 6】

C D M A 移動通信システムにおける移動局であって、

位置登録要求信号を送信する送信手段と、

基地局が前記送信された位置登録要求信号を受けたときに送信する確認信号を受信する受信手段と、

前記位置登録要求信号を送信してから第一の期間以内に前記確認信号を受信しない場合は、前記受信手段及び前記送信手段の動作を第二の期間禁止し、第二の期間経過した場合、前記受信手段及び前記送信手段を動作させる制御手段とを具備することを特徴とする移動局。

【請求項 7】

前記制御手段は、前記確認信号の受信失敗毎に前記第二の期間を徐々に大きくしていくことを特徴とする請求項 3 及至請求項 6 に記載の移動局。

【請求項 8】

C D M A 移動通信システムにおける移動局であって、

位置登録要求信号を送信する送信手段と、

基地局が前記送信された位置登録要求信号を受けたときに送信する確認信号を受信する受信手段と、

前記位置登録要求信号を送信してから所定時間以内に前記確認信号を受信しない場合は、前記位置登録要求信号を送信した基地局のシステムとは異なるシステムを探す制御手段とを具備することを特徴とする移動局。